



長崎県公報

目 次

○ 公 告	所管課(室)名
・令和5年度前期技能検定試験の実施	雇用労働政策課
・令和5年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級）の実施	〃

公 告

令和5年度前期技能検定試験の実施（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和5年度前期技能検定試験の実施について次のとおり公示する。

令和5年3月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業、精密器具製作作業）、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、めっき（溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、回転電機巻線製作作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業、家具機械加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（真空成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、写真（肖像写真デジタル作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

製麺（手延べ干し麺製造作業）、路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）、塗料調色（調色作業）

2 試験の方法

上記の職種について実技試験及び学科試験を実施

3 技能検定の検定手数料、実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 手数料 18,200円

(ア) 実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者が2級又は3級を受検する場合は9,200円

(イ) 職業高校等の在学生在が3級を受検する場合は12,100円

(ウ) (イ)のうち、実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者が受検する場合は3,100円

※ (ア)及び(ウ)の手数料減免の対象者は、日本国籍を有し、又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第二に規定する永住者等に限る。

イ 実施期日

令和5年6月6日（火）から令和5年9月10日（日）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日（ただし、金属熱処理を除く3級職種にあっては、8月13日（日）までの間、造園、とび職種にあっては、暑熱対応のため、令和5年9月11日（月）から11月15日（水）までのうち長崎県職業能力開発協会が指定する日に延期する場合があります。

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

エ 問題の公表

実技試験の問題は、令和5年5月30日（火）に長崎県職業能力開発協会にて公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	実施日
(ア) 3級 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、塗装、フラワー装飾	令和5年7月9日（日）
(ア) 1級及び2級 造園、金属プレス加工、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、塗装 (イ) 3級 金属熱処理 (ウ) 単一等級 製麺	令和5年8月20日（日）
(ア) 1級及び2級 機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作	令和5年8月27日（日）
(ア) 1級及び2級 写真	令和5年8月30日（水）
(ア) 1級及び2級 園芸装飾、鋳造、非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾 (イ) 単一等級 路面標示施工、塗料調色	令和5年9月3日（日）

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（本人確認書類（運転免許証、在職証明書、保険証等の写し等）を含む。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

長崎県職業能力開発協会

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）

電話 095-894-9971

(3) 受付期間

令和5年4月3日（月）から令和5年4月14日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、長崎県職業能力開発協会及び長崎県雇用労働政策課で交付する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること（試験の免除を受けようとするときにあっては、その資格を証する書面を同封すること。）。

なお、郵送する申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる検定試験職種以外の職種についても受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除の資格がある場合は、当該試験に係る手数料の納付は必要としない。

また、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の通知

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長崎県職業能力開発協会が令和5年8月25日（金）付け（金属熱処理を除く3級職種のみ）、令和5年9月29日（金）付け及び造園、とび職種にあっては、延期した場合、令和5年11月30日（木）までの間で長崎県知事が指定する日で書面によりその旨を通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和5年8月25日（金）（金属熱処理を除く3級職種のみ）、令和5年9月29日（金）及び造園、とび職種にあっては、延期した場合、令和5年11月30（木）までの間で長崎県知事が指定する日に長崎県職業能力開発協会にて掲示するとともに、長崎県雇用労働政策課ホームページ（<http://www.pref.nagasaki.jp/section/koyo/>）に掲載する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を交付し、2級及び3級の技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

令和5年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級）の実施（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和5年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級）の実施について次のとおり公示する。

令和5年3月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 実施職種

(1) 随時2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鋳造（非鉄金属鋳物鋳造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業）、工場板金（機械板金作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上り施工（プラスチック系床仕上り工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上り工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

(2) 随時3級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鋳造（非鉄金属鋳物鋳造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業）、工場板金（機械板金作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上り施工（プラスチック系床仕上り工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上り工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

(3) 基礎級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鋳造（非鉄金属鋳物鋳造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業）、工場板金（機械板金作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上り施工（プラスチック系床仕上り工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上り工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

2 試験の方法

上記の職種について実技試験及び学科試験を実施

3 技能検定の検定手数料、実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 手数料 18,200円

イ 実施期日

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

長崎県職業能力開発協会

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）

電話 095-894-9971

(3) 受付期間

随時

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書の用紙は、長崎県職業能力開発協会で交付する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の通知

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、長崎県職業能力開発協会が書面によりその旨を通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、随時2級及び随時3級の技能検定の合格者に対し、技能士章が交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二一四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所